

グリーンナンバーで 快適な旅を!



違法白バス
追放月間
11月1日～30日

白ナンバーの

営業行為は**違法**です

グリーンナンバーのバスは法律に基づいた
安心・快適のための運行管理を行っています。

実施機関

近畿白バス対策連絡会議

国土交通省近畿運輸局

大阪運輸支局 京都運輸支局 奈良運輸支局 滋賀運輸支局 和歌山運輸支局 神戸運輸監理部

(一社)大阪バス協会 (一社)京都府バス協会 (公社)兵庫県バス協会 (公社)奈良県バス協会 (一社)滋賀県バス協会 (公社)和歌山県バス協会

(一財)近畿貸切バス適正化センター

後援

大阪府警察 京都府警察 兵庫県警察 奈良県警察 滋賀県警察 和歌山県警察



白ナンバーバスによる次の行為は 法律で禁止されています。

白バスの事故でけがをした場合、
補償を受けられない恐れがあります。

旅館・ホテル等の 送迎用バス

旅館・ホテル等が保有している送迎用のバスを使用して、駅・空港等から宿泊施設へ運送したり、宿泊者等を観光地へ運送する場合に、実費の範囲を超えて宿泊者等から料金を収受することは、道路運送法違反となります。

※実費とは、燃料代、道路通行料、駐車場料金などをいいます。



レンタカー 事業者のバス

レンタカー事業者が保有するバスは、車両のみを有償で貸し渡すものであり、レンタカー事業者またはその従業員が借受人にかわって運転する行為は違法となります。また、借受人のために特定の運転者（運転代行者等）を斡旋するなどの行為も道路運送法違反となります。



市町村のバス

市町村が保有するバスは、市町村が行政目的達成のため自らが主体的に使用するものであり、住民のレジャー等の為に使用することや、住民等へのバスの貸し出しについては、通常の行政業務を逸脱したものであるとして道路運送法違反となります。

